

○旭川工業高等専門学校公正入札調査委員会規程

(平成19.7.10 達第2号)

旭川工業高等専門学校公正入札調査委員会規程

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）、物品の購入及び製造、役務その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報，事情聴取の実施，入札の延期その他の対応に関すること。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課課長補佐（財務担当）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務に関することは、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月10日から施行する。